

連絡運輸取扱規則

2013. 4. 1 制 定

2025. 1. 19 最終改正

第 1 編 総 則

(目的)

第 1 条 この規則は、阪神電気鉄道株式会社(以下、「当社」という。)と旅客との間で締結する当社の経営する鉄道と連絡会社の経営する鉄道又は自動車線との間の旅客の連絡運輸(以下「連絡運輸」という。)に係る運送等に関する契約について合理的な取扱方を定め、もって旅客の利便性向上と当社の事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 当社と旅客との間の、当社線における連絡運輸に係る旅客の運送等に関する契約については、この規則が適用され、契約の内容となる。

- 2 連絡運輸における、連絡会社線の運送等の取扱いについては、連絡会社の定めるところによる。
- 3 当社と連絡運輸を行う連絡会社及び経由運輸機関名並びに区間、接続駅、乗車券の種別及び特殊取扱事項は、当社が発売するものに限り、一時限りの連絡運輸を除いて、別表1に定める。

(用語の定義)

第 3 条 この規則における主な用語の定義は、次のとおりとし、この規則に特に定めのないものについては、旅客規則に定める定義によるものとする。

- (1) 「当社線」とは、当社が経営する本線、阪神なんば線及び武庫川線をいう。
- (2) 「連絡会社」とは、当社と連絡運輸の取扱いを行う運輸機関をいう。
- (3) 「連絡会社線」とは、連絡会社の経営する鉄道(神戸高速線(以下、「高速線」という。))を含む)及び自動車線をいう。
- (4) 「鉄道」とは、当社及び連絡会社の経営する鉄道をいう。
- (5) 「自動車線」とは、連絡会社が経営する自動車線をいう。
- (6) 「旅客規則」とは、当社の定める旅客営業規則をいう。

第 2 編 旅 客 営 業

第 1 章 通 則

(乗車券の発売)

第 4 条 連絡運輸に係る乗車券の発売については、当社及び連絡会社において相互で取り扱うことができるものとする。ただし、当社及び連絡会社において特に認めた場合はこの限りではない。

(乗車券の払いもどし等)

第 5 条 連絡運輸に係る乗車券の払いもどし等については、当該乗車券を発売した社局において取り扱うものとする。ただし、当社及び連絡会社において特に認めた場合はこの限りではない。

第 2 章 普通乗車券

(普通乗車券の発売)

第 6 条 連絡運輸に係る普通乗車券は片道乗車券のみの発売とし、旅客が別表1に定める区間を片道1乗車(以下、「片道乗車」という。)する場合に発売する。

2 前項の規定にかかわらず、旅客が別表2に定める当社線と連絡会社線との特定区間を乗り継いで片道乗車する場合は、乗継割引普通乗車券を発売する。

(普通旅客運賃)

第 7 条 連絡運輸に係る普通旅客運賃は、次の各号に掲げる当社線と連絡会社線の普通旅客運賃を合算した額とする。ただし、高速線、高速線を経由する山陽電鉄線(以下、「山陽線」という。)及び神戸電鉄線(以下、「神鉄線」という。)連絡となる場合の春日野道駅以東各駅～元町駅相互間の普通旅客運賃は春日野道駅以東各駅～神戸三宮駅相互間の普通旅客運賃の額と同額とし、神戸三宮駅と高速線、山陽線及び神鉄線の各駅と連絡となる場合は阪急神戸三宮駅を発着とする普通旅客運賃の額と同額とした運賃に割引する。

- (1) 当社線 旅客規則に定める普通旅客運賃
- (2) 連絡会社線 別に連絡会社線ごとに定める普通旅客運賃

2 乗継割引旅客運賃は、次の各号に掲げる当社線と連絡会社線の普通旅客運賃を合算した額とする。ただし、高速線、山陽線及び神鉄線連絡となる場合の春日野道駅以東各駅～元町駅相互間の普通旅客運賃は春日野道駅以東各駅～神戸三宮駅相互間の普通旅客運賃の額と同額とし、神戸三宮駅と高速線、山陽線及び神鉄線の各駅と連絡となる場合は阪急神戸三宮駅を発着とする普通旅客運賃の額と同額とした運賃に割引する。

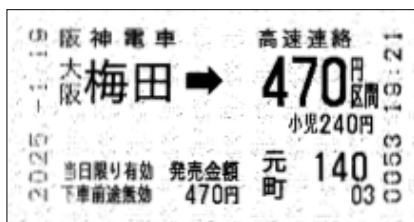
- (1) 当社線 普通旅客運賃より10円引いた額
- (2) 連絡会社線 別に連絡会社線ごとに定める乗継割引旅客運賃

3 小児乗継割引普通旅客運賃は、次の各号に掲げる当社線と連絡会社線の小児普通旅客運賃を合算した額とする。ただし、高速線、山陽線及び神鉄線連絡となる場合の春日野道駅以東各駅～元町駅相互間の普通旅客運賃は春日野道駅以東各駅～神戸三宮駅相互間の普通旅客運賃の額と同額とし、神戸三宮駅と高速線、山陽線及び神鉄線の各駅と連絡となる場合は阪急神戸三宮駅を発着とする普通旅客運賃の額と同額とした運賃に割引する。

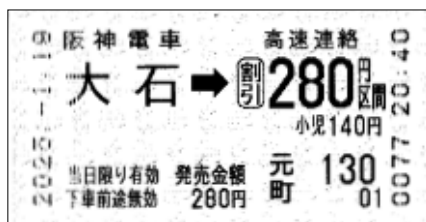
- (1) 当社線 小児普通旅客運賃より5円引いた額
- (2) 連絡会社線 別に連絡会社線ごとに定める小児乗継割引旅客運賃

(普通乗車券の様式)

第8条 当社線で発売する連絡運輸に係る普通乗車券の様式は、次のとおりとする。



2 当社線で発売する乗継割引普通乗車券の様式は、次のとおりとする。



(普通乗車券の払いもどし)

第9条 旅客規則第84条の規定は、連絡運輸に係る普通乗車券について準用する。

第 3 章 定期乗車券

(通勤定期乗車券の発売)

第 10 条 旅客が、次の各号に定めるところにより乗車する場合で、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、連絡運輸に係る通勤定期乗車券を発売する。

- (1) 別表1に定める当社線と連絡会社線との間を乗車する場合
- (2) 区間及び経路を同じくして乗車する場合

(通学定期乗車券の発売)

第 11 条 指定学校の学生(放送大学の学生を除く。以下この条において同じ。)、生徒、児童又は幼児が、次の各号に定めるところにより乗車する場合は、旅客規則第 99 条の規定を準用して、連絡運輸に係る通学定期乗車券を発売する。

- (1) 別表1に定める当社線と連絡会社線との間を乗車する場合
- (2) 区間及び経路を同じくして乗車する場合

(通勤定期旅客運賃)

第 12 条 連絡運輸に係る通勤定期旅客運賃は、次の各号に掲げる当社線と連絡会社線の通勤定期旅客運賃を合算した額とする。ただし、神戸三宮駅と高速線、山陽線及び神鉄線の各駅と連絡となる場合は阪急神戸三宮駅を発着とする通勤定期旅客運賃の額と同額とした運賃に割引する。

- (1) 当社線 旅客規則に定める通勤定期旅客運賃
- (2) 連絡会社線 別に連絡会社線ごとに定める通勤定期旅客運賃

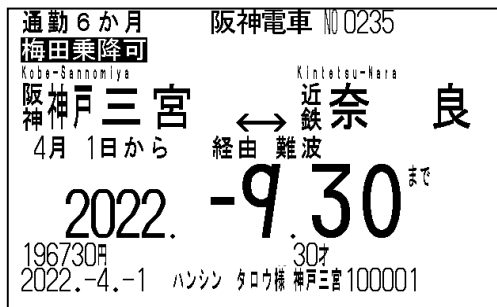
(通学定期旅客運賃)

第 13 条 連絡運輸に係る通学定期旅客運賃は、次の各号に掲げる当社線と連絡会社線の通学定期旅客運賃を合算した額とする。ただし、神戸三宮駅と高速線、山陽線及び神鉄線の各駅と連絡となる場合は阪急神戸三宮駅を発着とする通学定期旅客運賃の額と同額とした運賃に割引する。

- (1) 当社線 旅客規則に定める通学定期旅客運賃
- (2) 連絡会社線 別に連絡会社線ごとに定める通学定期旅客運賃

(通勤定期乗車券の様式)

第 14 条 当社線で発売する連絡運輸に係る通勤定期乗車券の様式は、次のとおりとする。



(通学定期乗車券の様式)

第 15 条 当社線で発売する連絡運輸に係る通学定期乗車券の様式は、次のとおりとする。



(使用開始前の定期旅客運賃の払いもどし)

第 16 条 旅客規則第 126 条の規定は、有効期間の開始日前の連絡運輸に係る定期乗車券について準用する。この場合、旅客は手数料として定期乗車券1枚につき 220 円 支払うものとする。

(使用開始後の定期乗車券の払いもどし)

第 17 条 旅客規則第 127 条及び同第 128 条の規定は、旅客が連絡運輸に係る定期乗車券の使用を開始した後、当該乗車券が不要となった場合について準用する。ただし、連絡会社の旅客運賃の払いもどしについては、連絡会社が定める規定に基づき取り扱う。この場合、旅客は手数料として定期乗車券1枚につき 220 円 支払うものとする。

2 旅客規則第 128 条の規定に基づき普通旅客運賃を適用して当該乗車券を払いもどす場合に、当該乗車券の有効区間が乗継割引普通旅客運賃適用区間であるときは、乗継割引普通旅客運賃を適用し計算する。

第 4 章 回数乗車券

(普通回数乗車券の発売)

第 18 条 旅客が、別表1に定める当社線と連絡会社線との間をしばしば乗車する場合は、11 券片の連絡運輸に係る普通回数乗車券を発売する。

2 前項の規定によって発売する普通回数乗車券は、身体障害者旅客運賃割引規則、知的障害者旅客運賃割引規則又は精神障害者旅客運賃割引規則を適用して発売するものに限る。

第 19 条 削除

第 20 条 削除

(回数旅客運賃)

第 21 条 連絡運輸に係る回数旅客運賃は、次の各号に掲げる当社線と連絡会社線の回数旅客運賃を合算した額とする。ただし、高速線、山陽線及び神鉄線連絡となる場合の春日野道駅以東各駅～元町駅相互間の回数旅客運賃は春日野道駅以東各駅～神戸三宮駅相互間の回数旅客運賃の額と同額とし、神戸三宮駅と高速線、山陽線及び神鉄線の各駅と連絡となる場合は阪急神戸三宮駅を発着とする回数旅客運賃の額と同額とした運賃に割引する。

- (1) 当社線 旅客規則に定める回数旅客運賃
- (2) 連絡会社線 別に連絡会社線ごとに定める回数旅客運賃

(普通回数乗車券の様式)

第 22 条 連絡運輸に係る普通回数乗車券の様式は、次のとおりとする。



第 23 条 削除

第 24 条 削除

(回数乗車券の払いもどし)

第 25 条 旅客規則第 157 条及び同第 158 条の規定は、連絡運輸に係る回数乗車券について準用する。

この場合、旅客は 11 券片までを 1 回とし、1 回につき 220 円 を手数料として支払うものとする。

2 前項に基づき払いもどす当該乗車券が乗継割引普通旅客運賃適用区間内のものであるときは、同運賃を適用し計算する。

第 5 章 団体乗車券

(団体乗車券の発売)

第 26 条 旅客が、別表1に定める当社線と連絡会社線との間を、発・着駅及び目的を同じくして 25 人以上が一団となって旅行する場合であって、当該旅客が次の各号いずれかに該当し、あらかじめその人員・行程・乗車すべき列車・その他輸送計画に必要な事項を申し出て当社及び連絡会社の承認を受けた場合は、当該旅客に対して、旅客運賃を割引した連絡運輸に係る団体乗車券を発売する。

(1) 学生団体

イ 次の各号のいずれかに該当する学校等の学生等、当該学校等の教職員(嘱託している医師及び看護師を含む。以下同じ。)又はロに掲げる付添人によって構成された団体であって、当該学校等の教職員が引率するもの。ただし、へき地教育振興法(1954 年法律第 143 号)第2条に規定するへき地学校で市町村教育委員会が証明したものの生徒又は児童の場合は、25 人未満のときであっても、この取扱いをする。

(イ) 旅客規則第 99 条第 2 項に定める指定学校の学生・生徒・児童又は幼児

(ロ) 児童福祉法第 39 条に規定する保育所の児童及び同法第 39 条の 2 に規定する幼保連携型認定こども園の児童

ロ イに掲げる付添人は、当該団体を構成する旅客が次のいずれかに該当する場合に限るものとし、当該旅客1人につき大人1人とする。

(イ) 幼稚園の幼児、保育所の児童、幼保連携型認定こども園の児童、小学校第3学年以下又は義務教育学校前期課程第3学年以下の児童であるとき。

(ロ) 障害又は虚弱のため、当社において付添人を必要と認めるとき。

(2) 普通団体

前号に掲げる団体以外の旅客によって構成された団体で、責任ある代表者が引率するもの

2 小学校又は義務教育学校(前期課程に限る)の児童によって構成された前項第1号の団体中に 12 才以上の児童がある場合でも、その児童は小児とみなして取扱いする。

3 第1項に規定するもののほか、当社において特に必要があると認め、旅行目的、割引を受ける者の資格等、特別の運送条件を定めた団体の旅客で、当社が運送の引受けをしたものに対して、旅客運賃の割引をした連絡運輸に係る団体乗車券を発売することがある。

(団体旅客運賃)

第 27 条 連絡運輸に係る団体旅客運賃は、次の各号に掲げる当社線と連絡会社線の団体旅客運賃を合算した額とする。

(1) 当社線 旅客規則に定める団体旅客運賃

(2) 連絡会社線 別に連絡会社線ごとに定める団体旅客運賃

連絡運輸取扱規則

(団体旅客運賃の計算方の特例)


- 第 28 条 前条及び旅客規則第 174 条の規定にかかわらず、当社線と阪急電鉄線(以下、「阪急線」という。)、高速線、山陽線及び神鉄線の各駅と連絡となる団体旅客運賃を計算する場合は、各社線の普通旅客運賃を合算した額から割引額を差し引いて、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額を端数計算する。
- 2 前項における当社線の春日野道以東各駅～元町駅相互間の普通旅客運賃は、春日野道駅以東各駅～神戸三宮駅相互間の普通旅客運賃の額と同額とし、神戸三宮駅と高速線、山陽線及び神鉄線の各駅と連絡となる場合は阪急神戸三宮駅を発着とする普通旅客運賃の額と同額とした運賃に割引した額とする。

(団体乗車券の有効期間)

- 第 29 条 連絡運輸に係る団体乗車券の有効期間は、連絡会社と調整し、その都度定める。

(団体乗車券の様式)

- 第 30 条 連絡運輸に係る団体乗車券の様式は、次のとおりとする。

お客様用		阪 神 電 鉄			NO. 2229	
その他学校(往路用)		団 体 乗 車 券			阪神高校様	
月/日	乗 車 区 間	大人	小児	記 事		
04/15	尼崎 → 山陽姫路	*****		<ul style="list-style-type: none"> ・ 阪神高校 ・ 大阪市福島区海老江1-1-24 ・ 06-6457-1234 ・ 阪神太郎 様 ・ 遠足 		
04/15	山陽姫路 → 尼崎	*****				
		大人	小児	合計		
乗 車 人 数	50			50	割引率	自線 **% 他線 **%
無 賃 人 数	*****	*****		*****	領収額	*****
割 引 運 賃	*****					
2008年4月15日				三宮 駅 発行 取扱者  (甲)		
<small>お客様からいただいた個人情報は法令に定める場合を除き、個人情報の利用目的以外の利用や個人データの第三者への提供はいたしません。</small>						

(団体乗車券の払いもどし)

- 第 31 条 旅客規則第 194 条の規定は、連絡運輸に係る団体乗車券について準用する。この場合、旅客は手数料として団体乗車券1枚につき 220 円 支払うものとする。

別表1

1 高速線及び高速線を経由する連絡会社線との連絡運輸

(1) 高速線との連絡運輸範囲

イ 普通乗車券

接続駅		区間	
当社線	高速線	当社線	高速線
元町	元町	全線各駅	全線各駅(ただし、花隈駅及び阪急神戸三宮駅を除く。)

ロ 定期乗車券

イ と同じ

ハ 回数乗車券

イ と同じ

ニ 団体乗車券

イ と同じ

(2) 高速線を経由する山陽線との連絡運輸範囲

イ 普通乗車券

接続駅			区間	
当社線	高速線	山陽線	当社線	山陽線
元町	元町・西代	西代	全線各駅	全線各駅

ロ 定期乗車券

イ と同じ

ハ 回数乗車券

イ と同じ

ニ 団体乗車券

イ と同じ

連絡運輸取扱規則

(3) 高速線を経由する神鉄線との連絡運輸範囲 イ 普通乗車券

接続駅			区間	
当社線	高速線	神鉄線	当社線	神鉄線
元町	元町・湊川	湊川	全線各駅	全線各駅

ロ 定期乗車券
イ と同じ

ハ 回数乗車券
イ と同じ

ニ 団体乗車券
イ と同じ

2 西日本旅客鉄道線(以下、「JR線」という。)及び JR 線を経由する連絡会社線との連絡運輸範囲

(1) JR 線との連絡運輸範囲

・ 定期乗車券

接続駅		区間	
当社線	JR 線	当社線	JR 線
大阪梅田	大阪	本線各駅 武庫川線各駅	東海道本線河瀬～尼崎間各駅 大阪環状線各駅 桜島線各駅 片町線鳴野～西木津間各駅 関西本線木津～東部市場前間各駅 阪和線各駅(東羽衣駅を含む) 福知山線塚口～篠山口間各駅
	北新地	本線淀川～元町間各駅 武庫川線各駅	片町線鳴野～西木津間各駅 JR 東西線各駅(ただし、新福島駅及び海老江駅を除く。) 福知山線塚口～篠山口間各駅
西九条	西九条	本線大物～元町間各駅 阪神なんば線千鳥橋～出来島間各駅 武庫川線各駅	東海道本線稻枝～尼崎間各駅 大阪環状線各駅 桜島線各駅 片町線鳴野～西木津間各駅 関西本線木津～東部市場前間各駅 阪和線各駅(東羽衣駅を含む) 福知山線塚口～篠山口間各駅
神戸三宮	三ノ宮	本線福島～春日野道間各駅 阪神なんば線各駅 武庫川線各駅	山陽本線神戸～姫路間各駅 (和田岬駅を含む)

※神戸三宮駅が接続となる当社線各駅とJR神戸～姫路間各駅相互間の定期乗車券を所持する旅客については、元町駅が接続となる場合についても取り扱うことができる。

(2) JR 大阪環状線を経由する京阪電気鉄道線(以下、「京阪線」という。)との連絡運輸範囲

・ 定期乗車券

接続駅			区間	
当社線	JR 線	京阪線	当社線	京阪線
大阪梅田	大阪・京橋	京橋	本線各駅 武庫川線各駅	京阪本線天満橋～三条間各駅 鴨東線各駅 交野線各駅
西九条	西九条 ・京橋		阪神なんば線千鳥橋～出来島間 各駅	

3 阪急線との連絡運輸範囲

イ 普通乗車券

接続駅		区間	
当社線	阪急線	当社線	阪急線
大阪梅田	大阪梅田	本線福島～淀川間各駅	神戸線十三駅及び中津駅
今津	今津	本線武庫川～久寿川間各駅 本線西宮～打出間各駅	今津線甲東園～阪神国道間各駅

ロ 定期乗車券

接続駅		区間	
当社線	阪急線	当社線	阪急線
大阪梅田	大阪梅田	全線各駅(ただし、今津・神戸三宮・元町及び大阪難波～九条間の各駅を除く。)	神戸線・伊丹線・甲陽線・宝塚線・箕面線・京都線・千里線・嵐山線の各駅(ただし、神戸三宮・天神橋筋六丁目・及び柴島の各駅を除く。)
今津	今津	全線各駅(ただし、大阪梅田駅及び神戸三宮駅を除く。)	神戸線・伊丹線・甲陽線・今津線・宝塚線の各駅(ただし、大阪梅田・神戸三宮及び三国～蛍池間の各駅を除く。)
神戸三宮	神戸三宮	本線各駅(ただし、大阪梅田駅及び元町駅を除く。)	神戸線・甲陽線の各駅(ただし、大阪梅田駅を除く。)

ハ 団体乗車券

接続駅		区間	
当社線	阪急線	当社線	阪急線
今津	今津	全線各駅(ただし、大阪梅田駅及び神戸三宮駅を除く。)	神戸線・伊丹線・甲陽線・今津線・宝塚線の各駅(ただし、大阪梅田駅及び神戸三宮駅を除く。)

連絡運輸取扱規則

4 近畿日本鉄道線(以下、「近鉄線」という。)との連絡運輸範囲

イ 普通乗車券

接続駅		区間	
当社線	近鉄線	当社線	近鉄線
大阪難波	大阪難波	全線各駅(ただし、大阪梅田駅を除く。)	難波線、奈良線、信貴線、橿原線、天理線各駅 大阪線大阪上本町～桜井間各駅 けいはんな線白庭台～学研奈良登美ヶ丘間各駅 生駒線東山～菜畑間各駅 京都線高の原駅及び平城駅

ロ 定期乗車券

接続駅		区間	
当社線	近鉄線	当社線	近鉄線
大阪難波	大阪難波	全線各駅(ただし、大阪梅田駅を除く。)	難波線、奈良線、信貴線、橿原線、天理線各駅 大阪線大阪上本町～青山町間各駅 けいはんな線白庭台～学研奈良登美ヶ丘間各駅 生駒線東山～菜畑間各駅 京都線高の原駅及び平城駅

※当社線で発売する橿原線尼ヶ辻駅～石見駅間又は、天理線を有効区間に含む定期乗車券は、大和西大寺駅経由のものに限る。

※当社線で発売する田原本線田原本駅～橿原神宮前駅間の定期乗車券は、大和八木駅経由のものに限る。

ハ 団体乗車券

接続駅		区間	
当社線	近鉄線	当社線	近鉄線
大阪難波	大阪難波	その都度定める。	その都度定める。

5 神戸市営地下鉄線(以下、「神市交線」という。)との連絡運輸範囲

・ 定期乗車券

接続駅		区間	
当社線	神市交線	当社線	神市交線
神戸三宮	三宮	全線各駅	全線各駅(ただし、海岸線中央市場前～三宮・花時計前間各駅及び北神線谷上駅を除く。)
	三宮・花時計前		全線各駅(ただし、山手線上沢～北神線谷上間各駅を除く。)

6 南海電気鉄道線(以下、「南海線」という。)との連絡運輸範囲

・ 定期乗車券

接続駅		区間	
当社線	南海線	当社線	南海線
大阪難波	難波	全線各駅(ただし、大阪梅田駅を除く。)	南海本線各駅 空港線各駅 高野線帝塚山～九度山間各駅

7 大阪市高速電気軌道線(以下、「大阪地下鉄線」という。)及び大阪地下鉄線を経由する連絡会社線との連絡運輸範囲

(1) 大阪地下鉄線との連絡運輸範囲

・ 定期乗車券

接続駅		区間	
当社線	大阪地下鉄線	当社線	大阪地下鉄線
大阪梅田	梅田	本線各駅 阪神なんば線西九条～出来島間各駅 武庫川線各駅	御堂筋線各駅 四つ橋線(大国町乗換)花園町以南各駅
	東梅田		谷町線各駅
	西梅田		四つ橋線各駅 御堂筋線(大国町乗換)動物園前以南各駅
野田	野田阪神	本線各駅(ただし、大阪梅田駅を除く。) 阪神なんば線各駅 武庫川線各駅	千日前線各駅 中央線(阿波座乗換)各駅(ただし、コスモスクエア駅及び夢洲駅を除く。) 長堀鶴見緑地線(西長堀乗換)各駅 長堀鶴見緑地線(阿波座・森ノ宮乗換)大阪ビジネスパーク～門真南間各駅
九条	九条		中央線各駅(ただし、夢洲駅を除く。) 南港ポートタウン線各駅(ただし、住之江公園駅を除く。)
ドーム前	ドーム前 千代崎		長堀鶴見緑地線各駅
大阪難波	なんば		御堂筋線各駅 四つ橋線各駅

連絡運輸取扱規則

(2) 大阪地下鉄線(御堂筋線)を經由する京阪線との連絡運輸範囲

・ 定期乗車券

接続駅			区間	
当社線	大阪地下鉄線	京阪線	当社線	京阪線
大阪梅田	梅田 ・ 淀屋橋	淀屋橋	本線各駅 武庫川線各駅	京阪本線各駅 鴨東線各駅 交野線各駅

(3) 大阪地下鉄線(御堂筋線)を經由する南海線との連絡運輸範囲

・ 定期乗車券

接続駅			区間	
当社線	大阪地下鉄線	南海線	当社線	南海線
大阪梅田	梅田 ・ なんば	難波	本線各駅 武庫川線各駅	南海本線各駅 空港線各駅 高野線帝塚山～九度山間各駅

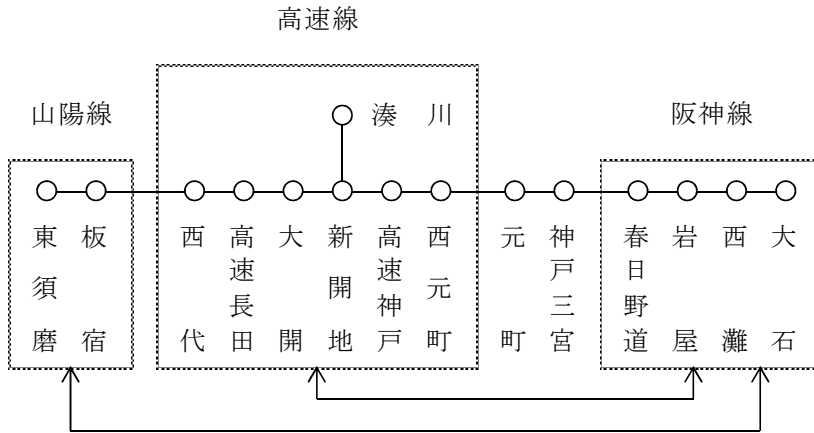
8 神戸新交通線(以下、「新交通線」という。)との連絡運輸範囲

・ 定期乗車券

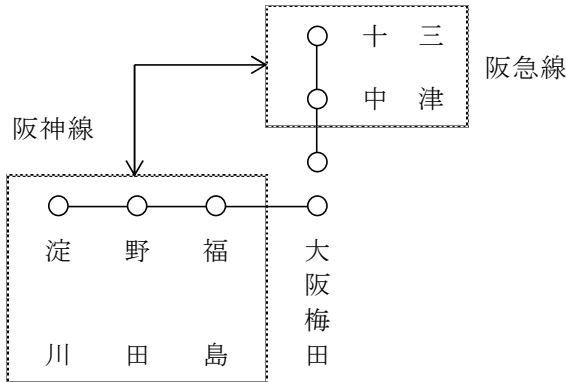
接続駅		区間	
当社線	新交通線	当社線	新交通線
神戸三宮	三宮	全線各駅	ポートアイランド線各駅
魚崎	魚崎		六甲アイランド線各駅

別表2 乗継割引普通乗車券を発売する特定区間

- (1) 当社線「大石」、「春日野道」間各駅と元町接続高速線「西元町」、「西代」間各駅若しくは新開地經由「湊川」駅又は高速線經由山陽線「板宿」若しくは「東須磨」各駅相互間



- (2) 当社線「福島」、「淀川」間各駅と大阪梅田接続阪急線「十三」又は「中津」各駅相互間



- (3) 当社線「武庫川」、「久寿川」間各駅又は同線「西宮」、「打出」間各駅と今津接続阪急線「甲東園」、「阪神国道」間各駅相互間

